

日本学生支援機構緊急特別無利子貸与奨学金における奨学生の募集期間の延長について

（主旨）

今般のコロナ禍により、世帯収入やアルバイト収入等が大幅に減少し、学生生活への深刻な影響が出ている学生を対象に、日本学生支援機構緊急特別無利子奨学金における奨学生の募集期間を延長します。

当該奨学金は、日本学生支援機構第二種奨学金（有利子）制度を活用しつつ、利子分を国が補填し、実質無利子にて貸与されるものであり、コロナ禍により学業の継続が困難な学生を対象に、3ヶ月間（2021年1～3月）を限度に貸与されるものです。

（対象者）

以下の全てに当てはまる方（ただし、4～6については概ねの目安）

1. 神戸大学の学部生・大学院生（正規生）
2. 第二種奨学金の推薦基準（人物・学力・家計）を満たしていること
※ 本制度は、日本人および永住者等が対象です。（外国人留学生は対象外）
（詳細は、下記より申請書類を取り寄せて確認してください）
3. 推薦時において、第二種奨学金の貸与（予約採用、申請中を含む）を受けていないこと
4. 家庭から多額の仕送り（年額150万円以上）を受けていないこと
5. 生活費・学費に占めるアルバイト収入の占める割合が高いこと
6. 本人のアルバイト収入について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により大幅に減少（前月比50%以上減少）したこと

※ 上記4～6はあくまでも目安ですので、いずれかの要件に当てはまらない場合であっても、学生生活を継続するのが困難な状況である場合は、申請が可能です。

※ 本年10月に募集した同名称の奨学金とは異なり、給付奨学金の受給及び支給停止の有無は、申請要件に含まれません。

（貸与期間）

2021年1月分～2021年3月分（3ヶ月間・貸与期間の延長はありません）

ただし、引き続き奨学金の貸与が必要な学生については、2021年春に募集する在学採用に応募することは差し支えありません。

（貸与月額）

学部生：2～12万円の中から1万円単位で選択

※ 給付奨学金を受給中の学生については、本奨学金に採用された場合、併給調整（減額・支給停止）はありません。

大学院生：5万円、8万円、10万円、13万円、15万円から選択

◆日本学生支援機構奨学金（緊急特別無利子奨学金）募集日程等

申請書類配付期間	令和3年2月2日（火）～令和3年2月5日（金） 最終日必着
請求方法	請求する封筒の表に「日本学生支援機構奨学生（緊急特別無利子奨学金）申請書類請求」と朱書きし、下記書類を同封し、奨学支援グループ（下記住所）まで郵送で請求してください。 ・返信用封筒（郵便番号・住所・氏名を記入した角型2号封筒。 <u>545円分（速達料金含む）</u> の切手を貼付。） ・メモ（学部又は研究科名・学籍番号・氏名・電話番号を明記）
申請期間	令和3年2月3日（水）～令和3年2月9日（火） 最終日必着 （郵送のみ）
書類提出方法	郵送（奨学支援グループ宛＝下記）とします。 ※医学部（新2年生以上）・海事科学部（新2年生以上）・医学研究科・保健学研究科・海事科学研究科の学生も、書類提出先を奨学支援グループとします。
申請書類請求・書類提出場所	〒657-8501 神戸市灘区鶴甲1丁目2-1 神戸大学学務部学生支援課奨学支援グループ（鶴甲第一キャンパスB棟1階）

令和3年2月2日
学生支援課 奨学支援グループ